

財政局業務用車両の運行管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市庁用自動車管理規則（平成15年川崎市規則第20号。以下「規則」という。）第3条第5項に規定する業務用車のうち、財政局が所管するもの（以下「車両」という。）の適正な管理、運行及び効率的な活用により、業務の円滑な運営に資することを目的とする。

(車両の配置先及び管理)

- 第2条 車両は、市税事務所市民税課（分室にあつては、市民税担当）に配置し、規則第5条第2項に規定する自動車管理者が適正な維持整備及び効率的な運用を行う。
- 2 自動車管理者は、規則第7条第2項の規定に基づき、市税事務所市民税課管理係長（分室にあつては、担当係長〔管理〕）を安全運転管理員に指名する。
 - 3 自動車管理者は、関係課長と協議し、使用の調整を行うものとする。
 - 4 自動車管理者が管理する車両は、自動車登録一覧表（第1号様式）にて定めるものとする。
 - 5 自動車管理者は、車両の鍵、業務用自動車運転者一覧表（第2号様式）、配車台帳（第3号様式）、自動車運転日報（第4号様式）、点呼記録簿（第4号様式の2）及び自動車運転月報（第5号様式）を管理する。

(運行範囲)

第3条 車両の運行範囲は、原則として川崎市域内とし、車両を運転する者（以下「運転者」という。）の所属長が認める範囲内とする。

(運転者)

第4条 運転者は、業務用車を運転する職員に関する基準（平成15年3月31日14川総庁第519号。以下「基準」という。）に規定する者であり、かつ、業務用自動車運転者一覧表（第2号様式）により、あらかじめ自動車管理者が認めた者とする。

(使用手続)

第5条 車両の使用については、運転者は次の手続によらなければならない。

- (1) 車両を使用しようとする際は、あらかじめ配車台帳（第3号様式）又はこれに準ずる様式を所属長に提出し、許可を受けなければならない。
- (2) 運行を開始する際は、安全運転管理員又は安全運転管理員が指名する職員（原則として所属課の庶務担当係長とする。以下同じ。）による点呼を受け、点呼記録簿（第4号様式の2）に記録し、車両の鍵及び自動車運転日報（第4号様式）を自動車管理者から受け取るものとする。ただし、酒気帯びの有無の確認はアルコール検知器を用いて行うこととし、アルコール呼気濃度が0.05mg/L以上となった場合は当日の運転を禁止するものとする。また、点呼の結果、正常な運転をすることができないお

それがあると判断されたときは、運転をしてはならない。

(3) 車両使用後、直ちにその鍵を自動車管理者に返却しなければならない。

また、鍵の返却の際には安全運転管理員又は安全運転管理員が指名する職員による点呼を受け、点呼記録簿（第4号様式の2）に記録するものとする。

（運転状況の報告）

第6条 運転者は、車両使用後、速やかに自動車運転日報（第4号様式）を記録し、点呼記録簿（第4号様式の2）を添えて所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、自動車運転日報（第4号様式）及び点呼記録簿（第4号様式の2）にて、速やかに自動車管理者に報告しなければならない。

（事故等の報告事務）

第7条 運転者は、車両の運行中に事故が生じた場合は、負傷者の救護等緊急を要する事故処理をした後、直ちにその旨を自動車管理者に報告しなければならない。

2 自動車管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその旨を財政部庶務課長（以下「庶務課長」という。）を経由して財政局長に報告しなければならない。

3 財政局長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその旨を総務企画局長に報告しなければならない。

4 交通事故発生時のその他の対応については、川崎市庁用自動車事故の事務処理要綱（平成19年6月30日19川総庁第348号）に基づき処理するものとする。

（安全運転及び整備清掃）

第8条 運転者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 道路交通法等関係法令を遵守し、安全運転に努めること。

(2) 運行を開始する際は、車両の点検を行い、車両の保全及び機能に留意する。業務終了後は、次の運行に支障のないように整備、清掃の上、自動車管理者が指定する所定の車庫に格納する。

(3) ガソリン車について、ガソリンが不足すると認められる場合は、車両の使用前、使用後にかかわらず、必ず指定のガソリンスタンドで給油しなければならない。

(4) 運転中に車両の異常に気付いた場合は、直ちに自動車管理者に報告しなければならない。また、報告を受けた自動車管理者は、直ちにその旨を税務部税制課長に報告し、指示を受けなければならない。

（使用目的及び制限）

第9条 運転者は、担当する業務を遂行する場合に限り車両を使用できるものとし、使用目的以外にこれを使用してはならない。ただし、所属長が必要と認める場合は、この限りではない。

2 自動車管理者は、災害その他緊急事態が発生した場合（発生が予想される場合も含む。）

は、車両の使用停止等、管理に必要な臨機の措置を指示することができる。

(使用状況の報告)

第10条 自動車管理者は、庶務課長へ自動車運転月報（第5号様式）により四半期ごとの使用状況を報告しなければならない。

(関係部局への協力)

第11条 自動車管理者は、車両の運行に関することについて、関係部局から調査、照会があった場合は、協力しなければならない。

(その他)

第12条 特に定めていない事項又は疑義が生じた事項については、財政局長がその都度関係者と協議して定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年12月5日から施行する。

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成30年8月1日から施行する。

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和4年10月1日から施行する。

この改正要綱は、令和8年3月16日から施行する。

年度 業務用自動車運転者一覧表

	所 属	運転者氏名	免許の種類	免許取得年月日	有効期限年月日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

自動車運転日報

登録番号	
------	--

所属課長 承認印

使用日時 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
 天 候 晴れ 曇り 雨 その他 ()

使用課/使用者等		計 人
用 務		
行先(経路)	発 ⇒	
	⇒ 着	
出庫時・入庫時メーター	km ~ km	走行距離 km
【ガソリン車】		
燃料残量 (空)	<input type="text"/>	(満) 給油量 <input type="text"/> リットル (給油した場合に記入する)
【電気自動車】		
バッテリー残量 (空)	<input type="text"/>	(満)
(左上メーター)		

事務所ごとに注意点などがあればこのスペースに記入してください。

点検表 (良-O・否-X)

点検項目	点 検 の 内 容	良・否
免許証等	免許証の携帯、有効期限、健康状態(アルコールの残り等)、業務用自動車運転者一覧表(第2号様式)の登録	
エンジン・モーター	異音がない。【ガソリン車】エンジンのかかり具合が適当	
ブレーキペダル	ペダルの踏みしろや効き具合が適当、片効きがない	
駐車ブレーキレバー	引きしろが適当	
タ イ ヤ	空気圧が適当、亀裂や損傷がない	
灯火装置・方向指示器	点滅具合が適当、汚れや損傷がない	
ワイパー・クラクション	動作等が適当	
ルームミラー・バックミラー	汚れや損傷がない	
反射器・登録番号標	汚れや損傷がない	
車体全般	車検有効期限、車体の傷	
その他、気付いた点		/

定期点検表 (良-O・否-X)

点検の箇所	点 検 の 内 容	良・否
リザーバタンク	ブレーキ等の液量は充分か	
ウォッシュャー液	液量は充分か	
その他、気付いた点		/

所属課

点呼記録簿

年 月

日付	運転者名 車両番号	運転前									運転後							
		点呼時間	確認方法	健康状態	アルコール呼気濃度 (mg/L)	アルコール呼気濃度に係る指示事項	日常点検	運転免許証		その他	点呼実施者	点呼時間	確認方法	アルコール呼気濃度 (mg/L)	車両状況	指示事項	その他	点呼実施者
								携帯の有無	有効期限									
		時 分 ()	対面 電話 その他 ()	良 ・ ()		<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 呼気濃度0.05mg/L以上 →運転禁止 <input type="checkbox"/> その他()	良 ・ 否	有 ・ 無	期限内 ・ 期限後			時 分 ()	対面 電話 その他 ()		良 ・ 否	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> その他()		
		時 分 ()	対面 電話 その他 ()	良 ・ ()		<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 呼気濃度0.05mg/L以上 →運転禁止 <input type="checkbox"/> その他()	良 ・ 否	有 ・ 無	期限内 ・ 期限後			時 分 ()	対面 電話 その他 ()		良 ・ 否	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> その他()		
		時 分 ()	対面 電話 その他 ()	良 ・ ()		<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 呼気濃度0.05mg/L以上 →運転禁止 <input type="checkbox"/> その他()	良 ・ 否	有 ・ 無	期限内 ・ 期限後			時 分 ()	対面 電話 その他 ()		良 ・ 否	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> その他()		
		時 分 ()	対面 電話 その他 ()	良 ・ ()		<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 呼気濃度0.05mg/L以上 →運転禁止 <input type="checkbox"/> その他()	良 ・ 否	有 ・ 無	期限内 ・ 期限後			時 分 ()	対面 電話 その他 ()		良 ・ 否	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> その他()		
		時 分 ()	対面 電話 その他 ()	良 ・ ()		<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 呼気濃度0.05mg/L以上 →運転禁止 <input type="checkbox"/> その他()	良 ・ 否	有 ・ 無	期限内 ・ 期限後			時 分 ()	対面 電話 その他 ()		良 ・ 否	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> その他()		
		時 分 ()	対面 電話 その他 ()	良 ・ ()		<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 呼気濃度0.05mg/L以上 →運転禁止 <input type="checkbox"/> その他()	良 ・ 否	有 ・ 無	期限内 ・ 期限後			時 分 ()	対面 電話 その他 ()		良 ・ 否	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> その他()		
		時 分 ()	対面 電話 その他 ()	良 ・ ()		<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 呼気濃度0.05mg/L以上 →運転禁止 <input type="checkbox"/> その他()	良 ・ 否	有 ・ 無	期限内 ・ 期限後			時 分 ()	対面 電話 その他 ()		良 ・ 否	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> その他()		
		時 分 ()	対面 電話 その他 ()	良 ・ ()		<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 呼気濃度0.05mg/L以上 →運転禁止 <input type="checkbox"/> その他()	良 ・ 否	有 ・ 無	期限内 ・ 期限後			時 分 ()	対面 電話 その他 ()		良 ・ 否	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> その他()		

※ 記録後、1年保存すること

年度 自動車運転月報

自動車管理者

安全運転管理員

車両番号	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計
	走行距離	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	0 km
	稼働日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	0 日
	給油量	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	0 L
	総走行距離	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	
	走行距離	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	0 km
	稼働日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	0 日
	給油量	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	0 L
	総走行距離	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	
	走行距離	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	0 km
	稼働日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	0 日
	給油量	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	0 L
	総走行距離	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	
	走行距離	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	0 km
	稼働日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	0 日
	給油量	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	0 L
	総走行距離	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	
	走行距離	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	0 km
	稼働日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	0 日
	給油量	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	0 L
	総走行距離	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	km	

提出日 第1期分(4月～6月) 7月10日まで
 第2期分(7月～9月) 10月10日まで
 第3期分(10月～12月) 1月10日まで
 第4期分(1月～3月) 4月10日まで